

第一級アマチュア無線技士

試験に出る

無線従事者規則

(免許を与えない者)

第 45 条 法第 42 条の規定により免許を与えない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第 42 条第一号又は第二号に掲げる者（総務大臣又は総合通信局長が特に支障がないと認めたものを除く。）
- 二 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により無線従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 前項（第一号を除く。）の規定は、同項第二号に該当する者であって、総務大臣又は総合通信局長がその資格の無線従事者が行う無線設備の操作に支障がないと認める場合は、適用しない。
- 3 第 1 項第二号に該当する者（精神の機能の障害により無線従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を除く。）が次に掲げる資格の免許を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、第 1 項（第一号を除く。）の規定は適用しない。
 - 一 第三級陸上特殊無線技士
 - 二 第一級アマチュア無線技士
 - 三 第二級アマチュア無線技士
 - 四 第三級アマチュア無線技士
 - 五 第四級アマチュア無線技士

(免許の申請)

第 46 条 免許を受けようとする者は、別表第十一号様式（省略）の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、無線従事者の免許を受けていた者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行うときは、第一号（その後氏名に変更を生じた場合を除く。）及び第四号から第六号までの書類の添付を要しない。

- 一 氏名及び生年月日を証する書類
- 二 医師の診断書（第 45 条第 1 項第二号に該当する者（同条第 3 項の規定により同条第 1 項（第一号を除く。）の規定を適用しない者を除く。）が免許を受けようとする場合であって、総務大臣又は総合通信局長が必要と認めるときに限る。）
- 三 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 30 ミリメートル、横 24 ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとす。第 50 条において同じ。）1 枚
- 四 法第 41 条第 2 項第二号に規定する認定を受けた養成課程の修了証明書等（同号に該当する者が免許を受けようとする場合に限る。）
- 五～七 （省略）
- 2 （省略）

(免許証の交付)

第 47 条 総務大臣又は総合通信局長は、免許を与えたときは、別表第十三号様式（省略）の免許証を交付する。

- 2 前項の規定により免許証の交付を受けた者は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならない。

(免許証の再交付)

第 50 条 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、別表第十一号様式（省略）の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- 二 写真 1 枚
- 三 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）

(免許証の返納)

第 51 条 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から 10 日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

- 2 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和 22 年法律第二百二十四号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。